

## 第12回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成31年1月22日(火) 午前10時30分から午前11時50分まで

○開催場所：県庁共用第5会議室(本館棟4階)

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第12回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

まず、配付資料について、御確認をお願いします。配付資料を一覧にしておりますので、不足等があればお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部長 佐伯彰二が御挨拶を申し上げます。

環境生活 皆様、こんにちは。

部 長 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様には、平素からそれぞれのお立場から人権施策の推進につきまして、御尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、県では、「山口県人権推進指針」に基づきまして、県民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かな地域社会の実現に向けて、人権施策を総合的に推進しているところです。

こうした中、本日の審議会では、昨年6月の審議会で実施の方向性を御審議いただきました「人権に関する県民意識調査」につきまして、調査票の案を取りまとめましたので、御審議いただくとともに、鈴木委員さんから前回いただきました意見書につきましても、御審議をさせていただくこととしております。

どうか、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

本日は、どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、ここで、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。委員17名中、14名の方が出席されており、過半数を超えています。

よって、審議会規則第5条第3項の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、議題の審議に先立ちまして、皆様方に御了解いただきたいことがございます。

本審議会は公開を原則としております。

したがいまして、審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真を撮らせていただきたいと思います。御了承のほどをよろしくお願いいたします。

議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条第2項の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっておりますので、以後の議事進行につきまして、高田会長、よろしくお願いいたします。

議長 高田と申します。議長を仰せつかっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りますが、会議の終了時刻は正午を予定としておりますので、どうぞ委員の皆様には、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「人権に関する県民意識調査について」事務局の方から説明をお願いします。

人権対策室 次長 人権対策室次長の瀬原でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

資料の中に、議題1(1)「人権に関する県民意識調査」と書いてある一枚紙があると思いますが、そちらを御覧いただきたいと思います。

この資料は、前回の審議会において御審議いただきました意識調査実施の方向性をまとめたものになります。

趣旨としましては、今後の人権諸施策を効果的に推進する上での基礎資料として活用することとしております。

実施時期につきましては、当初、前回調査平成20年度から10年が経過する平成30年度、すなわち今年度を目途としておりましたが、作業が遅れたため、来年度31年度完了を目途としたいと考えています。

調査方法といたしましては、前回調査を基本としながら、効率的に実施することとし、県内に居住される18歳以上の方の中から3千人を無作為に抽出し、書面を郵送しての無記名アンケート調査といたします。

調査項目については、経年変化等を把握する観点から、前回調査をベースに具体化を図ることとしております。

続いて、調査票案について御説明をいたします。A3横長の資料の2「人権に関する県民意識調査 前回実施分との対比表」というものを御用意願います。これを一枚おめくり頂きますと、目次が載っているかと思えます。左側が前回の平成20年度のもの、それから、右側が今回の案でございます。

まず、構成につきましては、前回同様「1 人権について」、「2 人権の個別分野別ごとの課題」、「3 人権教育・啓発の取組」、この3部構成としております。

主な変更点でございます。まず、新たに追加する設問ということで、**新**という字をつけておりますけれども、個別分野ごとの課題のうちの問5「新たに施

行された人権に関する法律の認知度」、問14「性同一性障害のある人に関する人権上の問題点」、人権教育・啓発の取組のうち問20「講習会・研修会・学習会等への参加経験」、これを追加したいと考えております。

人権に関する法律の制定・施行につきましては、当審議会での審議を踏まえた上で、「山口県人権推進指針」の「参考資料」に掲載しているところをごさいます。このうち直近で指針に掲載した法律の施行について、どれだけ知られているかということ把握したいと考えています。

また、性同一性障害の問題につきましては、前回の調査後、平成24年3月の指針改定時に分野別課題として追加をされておりました、今回新たに設問を追加したいと考えています。

また、「指針」では様々な人権問題を正しく理解するため、県民に自主的な取組をするよう求めており、そうした自主的な取組としての講習会等への参加経験を把握し、今後の施策推進の参考にしたいと考えております。

次に、前回からの変更箇所について個別に説明をいたします。一枚めくっていただきまして、1ページ及び2ページを御覧ください。問1の2「関心のある基本的人権について」でございます。こちらの選択肢として掲げておりますものはいずれも重要な基本的人権でございますので、関心をもっているものにチェックをしていただく数については、平成20年度は「3つまで」としておりましたが、今回の案では「いくつでも」に改めたいと考えております。

その下の問2「山口県人権推進指針の周知度について」でございます。前回の選択肢は、「知っている」と「知らない」の2択になっておりましたがけれども、これを、「知っていて内容も良く理解している」、「知っていて内容もある程度は理解している」、「知っているが内容はよく理解していない」、「知らない」の4択に変更しまして、「指針」の理解度を細分化することにより、回答者の属性ですとか、他の設問への回答とのクロス集計をいたしまして、分析に役立てたいと考えております。

次に、また1枚めくっていただきまして、3ページ及び4ページを御覧いただきたいと思っております。問3「山口県における人権尊重意識の定着状況について」でございます。前回と比較するため、「10年前と比べて」という文言を加えまして、選択肢につきましては、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそうは思わない」を追加いたしまして、より詳細に把握したいと考えております。

続きまして、8ページを御覧ください。先程御説明した新しく設けます問5「新たに施行された人権に関する法律の認知度について」でございます。こちらの選択肢にある法律が施行されたことを知っているかを尋ね、知っているものすべてにチェックしていただくこととしております。

続きまして、18ページを御覧ください。新しく設けます問14「性同一性障害のある人の人権上の問題点について」です。新たな課題として平成24年3月に指針に追加されました、この性同一性障害について、問題があると思われるのはどのようなことかを把握したいと考えております。なお、選択肢につ

きましては、国の内閣府の調査を参考にしております。

続いて20ページを御覧ください。問15「同和問題に関する人権上の問題点について」です。問題があると思われるのはどのようなことかを尋ねる以外に、過去5年間に、実際に見聞きしたものがあつたかということを探ねたいと考えております。これにつきましては、後にでてきます外国人問題、感染症患者の問題、ハンセン病問題にも共通しておりますが、同和問題を加えたこれら4つの課題に関する設問「問題があると思われるのはどのようなことか」につきましては、前回調査において「わからない」という回答が多かつたことから、より実態を把握するため、「実際に見聞きした経験、見聞きしたものがあつたか」という経験についても尋ねることとしたものでございます。選択肢につきましては、国の調査も参考にし、少し増やしたところでありまふ。

続きまして22ページを御覧ください。問16「外国人に対する人権上の問題点について」でございます。同和問題同様、問題があると思われるのはどのようなことかのほかに、見聞きした経験についても尋ねるほか、選択肢にヘイトスピーチを伴うデモ等が行われることを追加したいと考えております。

続きまして28ページを御覧ください。新しく設けます問20「講習会・研修会・学習会等への参加経験について」です。県や市町のほか、職場や民間団体等が実施した講演会等に過去5年間で何回参加したことがあるかという問いに対し、「参加したことはない」、「1～2回」、「3回以上」のうちから回答を求めたいと考えています。

30ページを御覧ください。問22「今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について」です。選択肢のうち、前回の4番のところに「性同一性障害や性的指向に関する問題」というものを設けておりましたが、今回の3番のところで「性的指向に関する問題」に変更したいと考えています。

ちなみに、29ページの前回調査の選択肢のうち、2番の「環境に関する問題」、それから、4番の中の「性同一性障害の問題」につきましては、調査結果を踏まえ、その後平成24年3月の指針改定時に新たな人権課題として盛り込んだところでありまふ。

それから、そのほかお配りしております資料の中で、資料の1というのがこのたびの調査票案を一連でまとめたものでございます。それから、参考資料として、資料の3「前回調査結果データの他県比較」、資料の4「前回調査結果の分析」を添付しております。

最後に、今後のスケジュールについてです。まずは、調査票を確定させまして、その後市町の協力のもと、調査対象者を抽出し、調査票の発送、回収、集計、分析、報告書作成の順で作業を進めることとなります。報告書が完成次第、改めて審議会を開催し、御報告をさせていただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明は終わりますが、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願ひいたします。

議長 はい、御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様から調査票の

案につきまして、御意見を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

山本委員 はい

議長 どうぞよろしく申し上げます。

山本委員 議題1の意識調査についての中で、いわゆる、20年度、10年前は20歳以上の4千人で実施をされています。確か、私の記憶では、県内8ブロック、1箇所500人ぐらいで実施をされたと思っています。今回はそれが3千人。4千人から3千人にということになっているということと、もう一つは、私たちもお願いをしましたが、人口比でいくとこの3千人がたとえば、私のところの下関だと人口だいたい5分の1です。阿東町であるとか、あるいは上関町とか、そういうところとは、非常に差が大きいんですね。そうすると、ちょっと比較がしにくいんじゃないかということで、すべての市町にも同じ調査票で調査を実施してもらったことがあります。ただ、山陽小野田市だけは、実施しなかったですね。だから、それ以外のところはすべて実施してますから、自分の市町と県全体の調査が比較できる、そういうことが、前回は行われていました。今回は3千人になったということで、その辺はどういうふうにフォローされるのか、ちょっと、お伺いしたいと思います。

人権対策  
室次長 まず、調査対象者が4千人から3千人になっているということについてです。今、お話がありましたように前回平成20年度の時には、8ブロック×500人ということで4千人を対象者数としたんですけども、県の方で県政世論調査というのを毎年やっていますけれども、それも、3千人ということでやっており、統計上この3千人を対象に実施すれば、調査としての信憑性といいますか、信頼性は確保できるということがありますので、数については3千人ということでやらせていただきたいと思っております。

それから、10年前の時に山陽小野田市さんを除き、すべての市町でも同様な調査を実施し、県と比較ができるような形がとられたということでございます。当然今回もですね、市町の方で、この調査を活用して実施したいということであれば、県としましても、有効にその調査票を活用していただくということなら、いろんな情報を提供したいと考えておりますが、あくまでも、その辺の判断というのは、市町が自主的にされるべきものではなかろうかと思っておりますので、具体的な実施、支援・協力ということについては、今後市町とも協議しながら、検討していきたいというふうに考えております。

議長 ありがとうございます。山本委員さん、よろしいでしょうか。

山本委員 はい。

議長 そのほか御意見はありませんでしょうか。

小林委員 はい。

議長 はい、ではどうぞ。

小林委員 はい。あの、今回の調査は平成20年の調査がベースになっているということはよく分かったんですが、例えば、年齢の部分でですね、今回は、「18～19歳」というのが1項目増えております。で、10歳刻みで「70歳以上」がひとくくりになっているということについて、やはり、人権感覚というのは時代的な背景もずいぶんあるのではないかというふうに思うわけなんです。それで、前回との比較ができなくなるということであれば、また、違う視点からということになるんでしょうけれども、もう一つ、「70～79歳」その一項目を設けていただかないと、今私は団塊の世代の真っ只中なんですけど、非常に数字的に多くなるのではないかと思うわけなんです。抽出される上で、そこが加味されているとおっしゃればそうかもしれませんけれども、もう一つ、「70～79歳」という区分を増やすことは可能なのかどうなのかということでもあります。以上です。

議長 ありがとうございます。何か御説明はありませんでしょうか。

人権対策室 次長 おっしゃるとおりであろうかと思えます。10年前は「70歳以上」というふうにしておりますけれども、その後当然高齢化も進んでおりますので、年齢構成というところも変わってきている面があるかと思えますので、今、委員から御提案いただきました「70～79歳」という項目を新しく設けるということを前向きに検討させていただきたいと思えます。

議長 よろしいでしょうか。

小林委員 はい。

議長 はい。ありがとうございます。そのほか、御意見はありませんでしょうか。

高木委員 はい。

議長 はい。どうぞ、お願いします。

高木委員 はい。12ページにあります、先程説明があったんですが、意識調査の前回実施分との対比でございますけれども、12ページにあります「障害がある人

の人権」についてお尋ねします。20年の時にやられたときの質問とですね、内容が全く同じなんです。昨年ですかね、御存知のように、職員採用でですね、データの非常に問題点が出ましたね。それから考えると同じような質問をするのは少しどうかな言う気がしますので、これについて何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長 はい。ありがとうございます。高木委員さんの質問で何か説明があれば。

人権対策室 次長 はい。この質問については、基本的には、経年変化を見たいということで、前回と同じにしております。現在の状況に置き直して、言葉が適切ではないかと、そういう点では所管課に見てはもらっておりますけれど、今お話がありましたように、全く同じ内容でいいのかどうかというところは、確かにあるのかと思います。従いまして、具体的にこの部分をこのようにしたらどうかというふうな御提案がございましたら、また御教示いただきますと、大変参考にしやすいかなと思っております。

県としては、この設問に全くこだわるといえるか、そういうところは特にはないんですけども、基本は経年変化を見たいというところがあるので、基本を同じにしているという状況です。

議長 はい、ありがとうございました。

高木委員さんの方で現時点で何か御意見でもあれば、こういう質問がどうだというようなレベルで結構ですので、何か御意見がありますでしょうか。

議長 特に高木委員さんの方でも、現時点でのお気づきが今すぐは難しいということであれば、だれか他の委員さんからでも、こういうことはどうだろうかということがあれば、お願いしたいと思いますが。

鈴木委員 (挙手(はい))

議長 はい、どうぞ。

鈴木委員 今の高木さんのお話を拝聴していたら気付いたんですけども、「障害のある人の人権」のアンケートの11番で「一般社会や施設内において、いじめや虐待にあらうこと」とあるんですけども、障害者虐待防止法に示されている虐待というのが、身体的虐待だけでなく精神的虐待とか性的虐待とか経済的虐待とか様々な種類があるんですが、これは、身体的虐待と精神的虐待ぐらいしか示していないように見えてしまって、上の「高齢者の人権」の方を見ると、4番と5番で誰との関係なのか、虐待の内容は何なのかと、意識して項目が分けられているんですけど、障害者の場合は、ちょっと少なすぎる、なんか経済的虐待とか家族からの虐待とかを含まない項目になっているのは、まずいかなあと

思いましたので、せめて「高齢者の人権」の方の4番と同じような項目を入れるとかですね、虐待の内容について注記をすとかした方がいいのではないかと思いますのが1点と。

先程の高木さんの御意見に続けて、たぶん就労支援の機会がないっていうところが実はあるのではないかと思いますので、働ける場所や機会が少ないことというのが、働ける場所、就労支援の機会につながっていないとかですね、なんか難しいんですけども、その点を加味した方がいいじゃないかと思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。

忌憚のない御意見ということで、また後で事務局の方で色々整理していただくと思いますので、お気づきがあればどんどん言っていただければいいと思いますが、今の鈴木委員の提案に何か事務局でこの場で答えられることがありましたら。

人権対策室 次長 例えば今の12ページの中の間8と間9、高齢者と障害のある人で選択肢が少し共有というか、そういう視点で見直しができないかというのは、確かにおっしゃるとおりでございますが、今すぐにこの選択肢をこういうふうに変えるというところまで、御回答できませんので、これについてはまた所管課と協議した上で、このようにさせていただきたいという案を、別途委員の皆様にお示しをさせていただくということでは如何でしょうか。

議長 はい。  
よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

議長 鈴木委員の方からも、そのように了解をいただきました。  
調査の目的として、経年変化を見るということになりますと、質問項目が極端に変わると、難しくなるということもあると思いますので、大変難しい作業にはなるとは思いますけど、事務局の方でまた御検討いただきたいなというふうに思います。

そのほか、この調査票につきまして何か御意見ありますでしょうか。

高木委員 (挙手(はい))

議長 はい、高木委員さんどうぞ。

高木委員 今回の関連なんですけどね、マスコミの方で報道が多く出ましたから御理解いただけたらと思いますが、障害者は色々種類があるんですね。だからその人たち



が全てが就職できる訳ではないんですね。だから、それをもう少し分別していただいでですね、質問等についてもこれの倍ぐらいは量を足してですね、尋ねていくぐらいじゃないと方向性が非常に難しいんじゃないかという気がいたします。他の県では非常に一生懸命やっておられますところがありますけれども、ぜひそれに負けないような山口県にさせていただけたらと思っています。ぜひ色々な角度から、担当の課からも御意見等を聞いていただいでですね、ぜひそれが実現できるように。そのことによって障害者に対する配慮ができるんじゃないかと思っていますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
これは、要望ということで事務局の方でぜひ御検討いただきたいと思います。他県の調査なんかも参考にさせていただければいいかなと思います。  
そのほか御意見はありませんでしょうか。

山本委員 (挙手 (はい) )

議 長 はい、どうぞ、山本委員さん。

山本委員 今30年度の調査の内容を検討している中で、ちょっと申し上げるのはどうかと思いますけれども、この結果を基にして、いわゆる新たにですね県の方で総合的に諸施策を推進していくということだろうと思うんですが、20年度の調査結果の分析もごさいますけども、この中でいわゆる分析によって総合的な施策がどのように進められてきたのか、その辺の具体的なことがあれば教えていただけたらと思います。

議 長 はい、今、調査票について検討しておりますけど、前回20年度に実施した調査も踏まえて、その後この調査票に反映されるべきことなどとも関連して、今の山本委員さんの質問について何か事務局でお答えがありますでしょうか。

人権対策室 次長 20年度に意識調査をやった一つの目的というのは、当時の「指針」の改定をすることだったかとは思いますが。その結果を踏まえて、新しい人権問題がその後盛り込まれたりということもあったわけですけど、施策ということにつきましては、人権教育・人権啓発ということで地道な取組を進めている中で、例えば「指針」の周知度というものを尋ねたときに、やはりまだ十分ではないと、周知度が十分ではないという下で、色々な啓発活動を進めてきたところではあります。

それから、個別の人権課題につきましても、それぞれの所管課において色々な取組をしているところでごさいまして、意識調査の結果からすぐ具体的な施策に結びつくというのはなかなか少ないかとは思いますが、県民の意識を把握していく中で、やはり今後こういうところに力を入れて施策を進めていくと

いうそういう参考にはなると考えています。

議長 はい、ありがとうございます。

前回の20年度の調査も「指針」の改定に参考にさせていただいたということで、周知度等の設問に関しても周知徹底していくような方向で啓発活動を行ってこられたということで、具体的な施策については、まだはっきりしないという事でしたが、山本委員さん何かありますでしょうか。

山本委員 (挙手 (はい) )

議長 はい、どうぞ。

山本委員 今日、せっかく皆さんのお手元にですね、この「やまぐち維新プラン」というか資料として配られておられると思うんですが、実はなぜ今施策のことをお尋ねしたかという、今、村岡県政が第2期ですね、第2期の「プラン」としてこれが出されたわけですけれども、第1期のときは、いわゆる政治家としてですね、こういうふうに県政を進めていきたいという全体的な「プラン」ですが、非常に残念なのは、この「指針」がどういうふうに関わっているか、私が聞いたのは3箇所あるというんです。3ページじゃなく3箇所あるとお聞きしました。それが付箋がないんでね、ちょっとせっかく資料として出されたんなら、どこに「指針」との関わりがあるのかちょっと示してほしかったなというのと。

その前の第1期の村岡県政のときに、この「指針」に関わってはですね、たった1ページの1行しかなかったんですよ。それも「指針」という名前じゃなかったんですね。そういうことからすると、やっぱりこのせっかく「指針」がある中でそれぞれ分野別にいけば、今障害者の問題もありましたし、高齢者の問題も女性の問題もあると思うんですが、それは必ず「指針」の中から、いわゆる県政の施策の中でやっぱり意識調査をすれば、その結果に基づいて施策が推進されないと、やっぱり意味ないんじゃないかなというふうに思うんですよ。出来れば、この「プラン」についても事務局の方でお示しいただければ、皆さんにも御理解いただけるかなと。ただ私はその3箇所については知っていますが、あまり参考にならないというのが率直な感想です。

議長 はい、私は、その3箇所がわかりませんので、もし、事務局の方から何か御説明がいただけるのであればお願いしたいと思います。

人権対策室 次長 すみません、付箋をつければよかったですけれども、お手元にですね、「維新プラン」の資料をお配りしておりますが、46ページをまずお開きいただいでいいでしょうか。

県づくりの基本目標というところの、「『活力みなぎる山口県』の実現の下

に『基本方針「3つの維新」への挑戦』とありまして、「産業維新」、「大交流維新」、「生活維新」とあります。そのうちの「生活維新」のところに、「県民誰もが、希望を持って、いつまでも安心して暮らし続けられる山口県の基盤を築きます。」というのがあります。そのさらに下のところですけども、「防災・減災対策の強化」から始まって、最後の4行目のところからなんですけども、「あらゆる人々の人権が尊重され、県民誰もがいきいきと、安心して暮らせる山口県を実現します。」ということで、この維新プランにおける、県づくりの基本目標のうちの、「生活維新」の中に、「人権の尊重」ということを盛り込んでいます。それが1箇所です。

それから、続いてですね、176ページをお願いいたします。これは第6章、施策の総合的な推進の施策体系ということで、個別の施策について挙げているところなんですけど、②、この②というのは「生活維新」の中の②になりますが、「人を育み、誰もが活躍できる社会の構築」、この中の4番、「県民が活躍できる環境づくり」の中のさらに6番、「人権教育及び人権啓発の推進」ということを、具体的な施策というところで、掲載しました。

それからもう1箇所は、195ページです。今の施策体系に基づいて、具体的に内容を記載したものになりますけども、今の4番の「県民が活躍できる環境づくり」の中の6番、「人権教育及び人権啓発の推進」ということで、一つは「県民一人ひとりの基本的人権の尊重に向けた人権教育の推進」、もう一つは「県民の人権意識の高揚を図るための啓発活動の推進」ということ。直接「人権」という言葉が出てくるのはこの3箇所でございます。

それで、今委員からご指摘がありましたように、この「維新プラン」の前の「チャレンジプラン」の時には、実は1箇所しかなかったわけです。で今回の「維新プラン」では、この「3つの維新」の一つである「生活維新」のところに、「あらゆる人々の人権が尊重される」という文言を入れさせていただきました。この「維新プラン」については、今後5年間に人口減少問題とかいろんな県政の課題克服にチャレンジしていく中で、重点的に進めるプロジェクト、施策を中心に掲げているものでございまして、普遍的に進めるべき人権施策というのは、この「維新プラン」の中では少しなじみにくいところもあったということもございまして、前回の「チャレンジプラン」よりは、少し前進した記述になっているのではないかなと、我々としては考えているところです。

以上です。

議 長 御説明ありがとうございました。山本委員さん、今の説明に何かお考えがあれば。

山本委員 今日、「指針」も皆さんのところに配られておると思うのですが、最初の「はじめに」のところですね、山口県知事という形で、ここに1ページ分の文書が書いてあります。私はね、この文書と、この知事がやられるプランと、本当に整合性があるのかなというふうに、非常に不思議に思っています。この1ペ

一ジに書かれてあることは、少なくともそれぞれの分野を超えてですね、いわゆる「指針」を策定した経緯から書かれてあるんですけども、その精神的なものが正直言ってこの「維新プラン」の中に本当に入っているんだろかなというのを懸念しているもので、それぞれの分野の課題とか、問題っていうのは、これは日々やっぱり発展して、人権ですから発展していきだろし、新しい課題もどんどん出てくるというふうに思うんです。その中でこの知事の挨拶はですね、それなりにきちんとまとめられておるといふふうに思います。それとプランがそぐわない気がしてならないんで、ちょっとその辺だけを申し上げたところです。

議長 はい、ありがとうございます。そのほか調査票の案につきまして御意見を。多くの方に御意見いただくということで、国兼委員さんの方からお願いします。

国兼委員 すみません。先程、障害者についての次に言えばよかったんですけども、「高齢者の人権について」っていうところで、もし追加ができるのであれば、「認知症について社会の理解が不十分である」という項目が宮崎県にはあったんですけど、山口県もですね、10年間で少しは認知症に対する理解が進んでいると思うんですけど、この項目は是非今認知症の方がすごく増えているので、認知症高齢者に対する人権についても、是非この質問の項目に付け加えてほしいという思いがありますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。認知症、あるいは、高齢者の項目ということで要望がありましたが、事務局の方で何か今答えられることがありましたら。

人権対策室 次長 はい、また、所管課とも協議をしながら検討させていただきたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。それでは、鈴木委員さんどうぞ。

鈴木委員 32ページなんですけれども、あなたの性別はという質問項目なんですけど、これ私が性同一性障害者だったらどう答えていいんだろうと思ひまして、性別に違和感がある場合、戸籍上の性で答えるべきなのか、自認する性で答えるべきなのか、ここ困るだろうなというのが1点あります。もし性分化疾患であった場合には、ますます、男性と女性とどっちかしかないという選択肢に大変戸惑われると思うんですね。

最近ですね、やっぱりLGBTまたはSOGIに配慮して、男、女以外にもですね、どちらでもない、「3番 どちらでもない」、「4番 答えたくない」、「5番 その他」といふふうに、そういったものをつけることで、セクシャル

・マイノリティにきちっと配慮してアンケートするというのが、大分進んでいるところなので、少なくともこの2つだけだと性同一性障害の方は、自分がアンケートからもはじかれていると思われかねないと思うので、私の案としては「3番 どちらでもない」、「4番 答えたくない」、「5番 その他」というような選択肢を入れた方が良いという意見です。

議長 ありがとうございます。他の県がされる調査とか、また国の調査等あると思いますのでその辺を参考にさせていただいて、この辺りのことにつきましては、最近確かにそういうふうな書く欄をなくすとか、あるいはそういうふうに今御指摘のあったような、1、2だけではないということをされるところもありますので、これは是非いろんな調査等を参考にさせていただいて、御検討を事務局の方でしていただければいいかなというように思います。ということでよろしいでしょうか。

鈴木委員 はい、ありがとうございます。

議長 その他にありますでしょうか。

委員 (挙手なし)

議長 委員の皆様から、様々な御意見いただきました。また事務局の方で検討していただきたいと思いますが、とりあえず意見も出尽くしたように思いますので、現時点でお伺いしたところでは大幅な意見修正等もないように思いましたので、今後調査票につきましては、委員の御提言、あるいは御意見を踏まえまして、事務局において作成するというところでよろしいでしょうか。

(委員全員了解)

議長 はい、ありがとうございます。皆様方に支持いただきましたので、事務局としては大変な作業になるとは思いますが、是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。それでは「人権に関する県民意識調査」は、人権施策の基本資料となりますので、しっかりとした調査、分析をしていただきまして、今後に活用していただければと思います。議題1につきましては、以上で終わりにしたいというふうに思います。

それでは、議題の2の「その他」のうち、「①鈴木委員の意見書」につきまして、鈴木委員の方から、改めて、御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

鈴木委員 お手元の資料5について、説明させていただきます。  
前回の審議会にも出していただきました平成29年5月30日付けの意見書

です。この内容を更に改善しても良かったんですが、今回はこのままの内容で説明したいと思います。

今「人権推進指針」では、性同一性障害の方については30ページで「性同一性障害の問題」として、「人権推進指針」の一つとして挙がっているのですが、やはり性の多様性の問題、セクシュアル・マイノリティの問題というのは、性同一性障害の方だけではないですし、（性同一性障害者は）そもそも性別違和がある、自分の体の性と心の性に違和感を覚えている方はトランスジェンダーと呼ばれますが、その中で医療機関で性同一性障害という診断を受けたごく一部の方になってしまうんですね。

性の指向はアンケートの中にも書かれています、自分の性愛・指向が同性に向くのか、異性に向くのかという形で、こんな1か2という話ではないんですけど、同性愛者とかそのほかLGBTもレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーと4つのパターンの性的マイノリティを示した言葉ですけれども、本当はもっともっと種類があって、20も30も種類があると言われているのですが、本当にごく一部のセクシュアル・マイノリティの方のみ人権課題として取り上げているのは、私も山口県に暮らしていて、弁護士だから、秘密を守るということで、県民の方から「実は・・・」という話をお聞きすることもあるんですけども、皆さん山口県で、例えば、「レズビアンであると公開して生活することなんてできない、どんな差別が待っているか分からない。」とおっしゃっていて、しかも、大きくなれば、「いつ結婚するの、子どもを産むの」という面にさらされて、両親に理解があったとしても、皆さん辛い生活を過ごされていたりとか、子どもさんもですね、3、4歳くらいから自覚される方もいらっしゃるの、小学校、中学校、高校、大学と進学するとき制服はどうするのかとか、女子高に行くの、どうするのかという問題で、かなり悩んで、ひどいときには自殺の問題にもなっていて、山口県として、これだけ人口がどんどん減っているのに、若い人が住みにくい社会であり続けていいのかなと思いましたので、この意見書を出させていただきました。

自治体の方では、資料5の3枚目以下にありますが、最初は個々の審議会の人権課題で確認するというような形で続いていたのですが、最近は、同性パートナーシップを認めるとか、またはそこまではいかないけれども、行政がちゃんと相談窓口で正確な知識を持った職員を配置できるよう、勉強会をすることとか、そういったことが九州の方でも中国地方の一部の県でも進んでいるようですので、山口県でも性同一性障害の方に限らず、せめて、性的少数者とか性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティとか色々な言い方はありますが、もっと全体的に包含した概念で指針に挙げるべきではないかということで、意見書を出させていただいております。

これをどういうふうにするか、審議していただけるのか、今、これは参考意見的になっているのですかね。私の意見書の扱いがよく分かっていないんですけど。

議長 議題として、挙がっていますし、前回は御指摘、御提案をいただいておりますので、そのときは、継続審議というふうになっていたと思います。

今から、事務局の方に、鈴木委員の提案に対する説明をいただこうと思いますが、今回実施する意識調査でもその辺の実態を調査し、反映させるということだと思います。

事務局の方から何かあれば、お願いします。

人権対策 まず、山口県の現状について説明させていただきます。

室次長 「山口県人権推進指針」は、人権に関する取組についての基本的な考え方を示した「本編」と分野別施策である「本編資料」から構成されています。

この分野別施策については、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げる人権課題のうち、項目として明確に挙がっているものを基本として構成されています。

こうした中、性同一性障害（T）の問題については、国の計画には明確に挙がっていないものの、平成16年の法律制定を受けて、平成24年3月、「指針」に追加掲載したところです。

一方、性的指向（LGB）の問題については、国の計画に加え、現時点、法的根拠もないことなどから、「指針」に掲載していません。

次に、現時点における県の見解についてです。

委員御指摘のとおり、他県の人権指針等において、性同一性障害に限定しない表記がされているものがあることは承知しています。

他方、現在、国においてLGBTに関する法制定の動きもあります。しかも、報道では、自民党案と野党案とで内容が異なる状況にある中、「指針」にLGBTの問題を追加するかどうかについては、こうした国の動きを注視するとともに、今後実施する意識調査の結果も踏まえて、検討すべきものと考えています。

県といたしましては、委員からいただいた御意見を真摯に受け止めまして、今後も引き続き、審議会で御審議いただきながら検討していきたいと考えています。

議長 ありがとうございます。

せっかくですので、他の委員の皆様方からも、御意見を伺いたいと思いますが、何か御意見ございましたら、お願いします。

個人的な忌憚のない御意見で結構ですので、御発言いただければと思います。

山本委員 せっかく、資料が出されていますので、もし、審議会の中で論議をするならばの方が良いと思います。今、事務局の説明では、まだ国の方では明確な定義なり、法的な根拠が無いということでありまして、政府与党や野党によって、考え方が違うようでありまして、で、私、せっかく、自由民主党の考え方が出ていますが、どうなんでしょうか、もっと県の中でも、きちんと、定義をされる

方が良いんじゃないんでしょうか。

というのですがね、こういうことを言ったら、非常に浅薄というか、狭い考え方になるかもしれませんが、自由民主党の副総裁兼財務大臣の麻生さんですら、この問題で、非常に誤った発言をされたじゃないですか。自民党の女性の杉田議員ですかね、その方も、生産性うんぬんで問題を出されました。これはですね、いくら自由民主党の政策とは違うんだと言っても、全然関係の無い一般人が言った言葉じゃないですからね、これは、マスコミにも出されていますからね、そういった意味では、もう少し具体的に、やはりこれは政治的な課題だと思うんで、今日、部長も来られていますので、是非、どういうふうにしていくんだという方向性があれば、出していただきたい。

人権対策 今、LGBTに限らず性的少数者、性的マイノリティ、色々な呼び方がありますけど、鈴木委員のお示しの資料の中でも、他県の中で、色々使われている文言も、統一はされていないと思います。この問題については、当事者にしっかり配慮するということが、必要かなと思いますので、名称一つにしても慎重な対応が求められるものと思います。

こうした中で、国の方で法制定の動きもありますので、まずは、そういう国の動きを注視する、そして、意識調査の結果も踏まえて、検討するというところで考えています。

今村委員 大変大切な議論なので、しかも、非常に微妙な部分も含んでますので、発言がなかなかしづらい部分もあるのではないかと思います。基本的には、これを継続審議として私たちは常に考えていかなければいけないということには、賛成です。

ただ、ちょっと説明があったように、例えば、LGBTに関しても、LGBTの言葉でこれを全て包括して欲しくない、自分たちは違うんだ、という発言をされたということも聞かれましたし、非常に注意して使うべき言葉ですし、また、特に議論が必要だし、各々の置かれた立場での考え方がすごく違うものだと思いますので、例えば、性的マイノリティという言葉で置き換えるとか、性的指向とかという言葉で置き換えるということに関しましては、もう少し慎重な議論というか、慎重に扱っていくべき内容だと私は思います。

障害の害の字で、ずいぶんある時期、議論もありましたように、やはり、少しこの状況に関しては、色々な立場を考えながら、扱っていくべきだと思いますが、これがマイノリティという言葉以上に性の問題に私たちもきちんと落とし込んでいく必要があるということには、賛成です。

議長 ありがとうございます。

今村委員さんからは、医師という立場からの御意見であると拝聴しました。

私も議長という立場から離れて少し申し上げますと、私は本業はカウンセラーをやっています。



カウセンリングを受けに来られる方の中には、この問題に関することで悩んでおられる方とは沢山お会いすることがあります。沢山といっても他の問題、学校に行くのが苦しいとか、職場でとか、様々の問題と兼ね合わせてのことになりますけど。

やはり、第一に御本人のことを考えていかなければいけないということと、県が出される方向性ですので、あまり当事者を置き去りにしたらまずいと思えますし、当事者の御意見も考えていくことが大切であるでしょうし、こういう問題は山口県という地域性の問題ではありませんので、全国的なことで考えていかないといけないと考えますと、言葉が適切でないかもしれませんが、先走り過ぎてもまずいですし、遅れてもまずい。

でも、そこで一番悩んでおられる当事者のことを第一に考えていかないといけないと思っています。

あと、気をつけていかないといけないのは、マスコミの方が様々な立場から色々なことを報道されますので、このことに惑わされず、あくまでも当事者の、そして、基本的には人権の観点から考えると良いのだらうと思いました。

議長という立場で、あまり個人的な意見を言っはまずいのでしょうか、この問題に関しましては、一言、言わせていただきました。

この他に、この問題に関しまして、委員の方から御意見はありますでしょうか。

鈴木委員 当事者を置き去りにしてはいけない、という大事な話をいただいたのですが、当事者の方はですね、やはり、県の中では、とてもカミングアウトが出来ない状況で、声を上げられない、と悩んでおられるんですね。

ただ、地方公務員には守秘義務がありますので、例えば、県の職員の方と守秘義務は必ず守りますという約束の下で、勉強会とか、そういうところであれば、当事者が来てお話しすることも可能ではないかと思っているんですけど、この問題、テーマを扱う部署は、何処になるんでしょうか。

人権対策室なのかと思って事前にお伺いしていたのですが、「人権推進指針」というのは、県庁の各部署から挙がってきたものを人権対策室が取りまとめるという役割を担っていますと教えていただいたので、どこが中心となって、この人権課題について、審議会で議論するための資料づくりであったりとか、私の資料がわずかに出ただけですけども、じゃあどういう言葉使いをするのが適切なのかとか、そういったところは、どこの部署なのか、それを教えていただきたい。

人権対策室 次長 今「指針」の中で「性同一性障害」を挙げておりますけど、これについては、医療相談の場合には、健康増進課、そして、啓発等の部分については、男女共同参画課というところがありますが、当然、人権に関わりますので、人権対策室や人権教育課、と色々なところが関わっています。

そして、それを広げてLGBTということになれば、県の中では、先ずは男

女共同参画課、そして、当然、様々な課がそれに関係してくると、いうふうに思います。

鈴木委員 男女共同参画課ということですか。

人権対策  
室次長

議長 鈴木委員から、なかなかカミングアウトも難しいという御指摘もありましたが、議長の立場を離れて、個人的な意見になって申し訳ないですが、私が受ける相談の中には、御本人もありますけど、アウンティングされた方の悩みが大変なんですね。今の世の中で、カミングアウトされた、親友として聞いた方の話です。当事者もありますけど、それを取り巻く環境というの、十分に考えていけないといけないのかなと思いますし、現在、悩んでおられる方への支援、そして、今後の大きな方向性を出していくことが重要ではないかと思いますので、是非、意識調査等の結果を参考にさせていただけると、有意義な結果を出していただけるんじゃないかと思います。

何か、御意見がありましたら。

船崎委員 こういう場で、どういうふうに自分の意思を伝えていくかというのは、非常に勉強していないと、言えないと感じています。鈴木委員が出してくださった書類を見て、やはり、私どもが人権の審議会の委員として、しっかり学んで、自分がどういうふうな対応をすれば良いか、どういう意見を持つべきかという学ぶ場が、やっぱりここに座らせてもらっているからには必要ではないかと思います。それは、今回の御提言書に書いてある以外にも、例えば、障害やハンセン病のこと、私どもが知らないとここで発言も出来ませんし、私ども委員はそういった立場で先ずは学んでいく、あるいはいろんな理解をする場を得ていくことが大事ではないかと思います。

御提言いただいたことで、また、いろんなことを学ぶ機会をいただいたと思って、その上で、今後の調査ですとか、それ以外の審議会の場でも生かせるように、場をつくっていただければ、極力、時間が出来れば私どもも参加できるよう、そういうことを教えていただき、情報を集めていただいて、とにかく知ること、理解することが大事かと思います。

それぞれの委員の立場で、それぞれ色々な情報をお持ちで、今までのことをお伝えいただいたりすれば、私にとっても、間違った対応をしない、あるいは私の後ろにいる人に私の口を通じて伝えていく場になりますし、前向きに対応すべきだとひしひしと感じました。

私もすごく深く理解しているわけではないので、この件に関しまして発言するのは、非常に難しいのが実感です。

ただ、先程鈴木委員が言われましたように、性別のところに配慮は必要だと

思いましたし、言おうかどうかと迷ったのですが、先に御発言をいただいたので、どういうふうに記載すればというのは、私にとっては、「その他」くらいしか思いつかなかつたし、また、新たな気づきをし、今後、他のアンケートを取るときにそういう配慮が必要だと私が伝えていければ、いいと感じました。

良い機会をいただきましたので、各委員のたくさんの情報を寄せていただく場になれば、この審議会は生かされていきます。それが今後に繋がっていき、県政に良い形で反映されるのではないかと感じたので、一言付け加えさせていただきました。

議 長 船崎委員から、大変前向きな発言をいただきました。

この問題は、当事者にとって深刻な問題でありますし、「指針」の改定につきましては、説明にもありましたように、国の方針、国の中でも色々な議論があるようですし、法制化の動きもあるようですし、その辺りも注視しながら、どの言葉を選択するかとの問題も含めまして、今後、検討していくことが必要だと思います。意識調査も実施することでもありますし、それらの結果も踏まえまして、今後、事務局の方でしっかりと検討していただくのが良いのではないかと思います。

今回で結論が出るわけではありませんけど、継続審議とさせていただいて、より当事者の方々にとって生きやすい世の中になるような「指針」にさせていただくと良いなあというようにしたいと思いますが、鈴木委員、それでよろしいでしょうか。

鈴木委員 はい、ありがとうございました。

議 長 それでは、議題の2の「その他」のうち、「②審議会あて質問への対応」について、事務局から報告をお願いします。

人権対策 資料6を御覧ください。

室 次 長 当審議会あてに提出された質問について事務局で対応しましたので、その状況を委員の皆様にご報告するものです。

提出者は、宇部市の「朝鮮学校を支援する山口県ネットワーク」です。

昨年8月8日付けで、ネットワークから審議会各委員あて質問・要望が提出されました。

内容は、「県による学校法人山口朝鮮学園への補助金停止が、人権侵害（民族教育を受ける権利の侵害）に当たるかどうか、当審議会で審議してほしい」というものです。

参考に記載してありますとおり、県の所管であります学事文書課では、県民との相互理解の増進を目的として交付していた朝鮮学校への補助金について、①朝鮮学校を高校授業料無償化の対象外としている国の考え方、②補助金支給に対する他県の動向、③北朝鮮の様々な行動に対する国内外の受け止め、これら

を総合的に勘案し、補助金の支給は県民の理解を得られないと判断し、平成25年度から予算未計上としています。

この質問・要望に対し、10月31日付けで、人権対策室からネットワークに対し、「個別の事案が人権侵害かどうかを審議することは、審議会の担任する事務の範囲外である」旨を回答しました。

要望内容が県の権限に属する「審議会の担任する事務」に関するものであったため、会長及び副会長と協議の上、事務局より回答したものです。

その後、12月12日付けで、2回目の質問が提出されました。

内容は、「前回の質問を人権対策室が審議会に回付することなく回答したことは越権行為ではないか」、「第11回審議会において、LGBTについても人権の課題であるとの判断が示されていることから、私たちの質問についても審議すべきではないか」というものです。

事務局としては、「そもそも審議会の担任する事務については、県が条例で定めており、その事務に該当するか否かの判断は、一義的には県の権限に属する」「前回の回答に際しては、会長及び副会長に相談し、事務局から回答することの了承を得ており、制度的にも手続的にも越権行為には当たらない」「第11回審議会における審議は、個別の事案が人権侵害に当たるかどうかを審議したものではない」ことから、事務局に問い合わせがあれば、このように回答したいと考えています。

以上、御報告します。

議長 会長として、報告を受けました。

私としましては、今の事務局の報告で問題無いと考えております。

個々の事案について、人権侵害かどうか、審議する場ではありませんので、この件につきましては、今後、事務局に一任しまして、対応状況を適宜、報告いただければ良いと考えております。

その他に、何かありますか。

高木委員 質問状には、誤って私が会長になっている。ネットワークからの文書では。

これは、記録に残るので、委員さん全員に私が会長ではないことを理解してもらい、（相手方に）間違いですと伝えて欲しい。よろしくお願いします。

人権対策室 次長 先方が一方的に書いてきた文書ではありますが、先方と話す機会があれば、間違いと指摘した上で、こういう文書が広く出回らないようにしていただければと思っています。

議長 事務局の方から、報告を聞く際に資料を見たときに、私も思いましたが、あまり気にしないので、（会長の名前の間違いは）問題ないと言いましたが、高木委員の立場を考える余裕が無く、申し訳なく思います。

その他に、何かありますでしょうか。

この件については、こういう方向性で進めていただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(委員全員了解)

議長 ありがとうございます。

それでは、今回の会議では質疑も出尽くしましたので、議事を終了したいと思います。

委員の皆様方の御協力により、予定の時刻に終了することが出来ました。皆様方の議事進行に御協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

それでは、事務局の方にお返しします。

環境生活 終わりに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

部長 先ずは高田会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をいただき、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

そして、委員の皆様方におかれましては、大変熱心な御審議をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

いろいろ調査票につきましても、御意見をいただき、随分、深みが出たのではないかと思います。事務局の出したものが浅かったという反省もありますが、これで深まったのではないかということもありまして、もう暫く検討もさせていただいて、良い調査票になるように頑張っていきたいと思っております。

それから、鈴木委員さんの御提言につきましても、今度はこちらから、何らかの形で意見書に対して御回答するような準備も進めていきたいと思っております。

さて、今月末をもって委員の任期がいったん終了いたしますこととなっております。

最後になりましたが、今回退任される皆様におかれましては、これまで、多大な御支援、御協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

今後も引き続き、御指導をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。